

【雇用保険：基本手当の詳細】（平成30年3月1日時点）

■対象者

基本手当の受給要件を満たしている方です。

＜受給要件＞

雇用保険の被保険者が離職し、次の①及び②のいずれの受給要件を満たしている必要があります。

- ① 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない失業の状態にあること
- ② 離職の日以前2年間に、被保険者期間（※1）が通算して12か月以上あること。
ただし、特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可

※1 雇用保険に加入していた期間のうち、離職日から遡った1か月ごとに区切っていった期間に賃金の支払いの基礎になった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。被保険者期間は、直近で離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間について基本手当を受給していない場合は、その期間も通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

＜基本手当の支給を受けることができる日数（所定給付日数）＞

被保険者であった期間及び離職理由によって以下のとおりです。

①一般の方（自己都合や定年の方、②や③以外の方）

離職時の年齢	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②障害者等の就職困難者の方

離職時の年齢		1年未満	1年以上
障害者等の就職困難者	45歳未満	150日	300日
	45歳以上65歳未満		360日

③特定受給資格者（※1）・一部の特定理由離職者（※2）

離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日 (90日)	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日 (90日)		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

*（ ）内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数

※1 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方

※2 期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと等により離職された方
(平成29年3月31日までに離職された方が対象)

<基本手当の額>

基本手当の1日あたりの額（基本手当日額）は、原則として離職される直前6か月間に支払われた賃金（賞与除く）の合計額を180で除して算出した額の45%～80%となっています。

なお、基本手当の日額は、毎年8月1日に改定されます。

$$\boxed{6\text{か月の給与額} / 180\text{日}} \times 45\% \sim 80\% = \text{基本手当日額}$$

<受給期間>

受給期間とは、その間に所定給付日数分の基本手当が支給されるという期間のことで、原則として離職日の翌日から1年間とされています。受給期間内に基本手当を受給しないと受給資格は失われてしまいます。

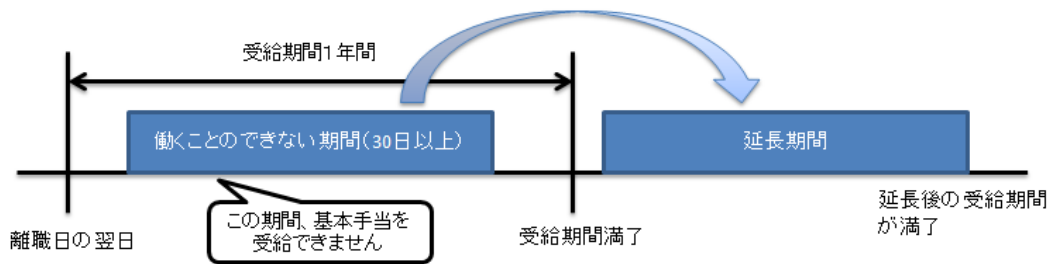
そのため、以下のような事情で今すぐに就職できない人は受給期間の延長をすることができます。

- ① 病気、けが、親族の介護、妊娠、出産、育児、子の看護及び一定のボランティア等の理由により引き続き30日以上就職できない日がある。

【受給期間延長の手続】

離職後において、原則として上記状態が30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日以降、早期にハローワークに申請します。必要書類については、ハローワークに御確認ください。

就職できない日数（最大で3年間）を受給期間（1年）に加えることができます。



② 60歳以上の定年退職した方で、一定期間就職しないことを希望する場合

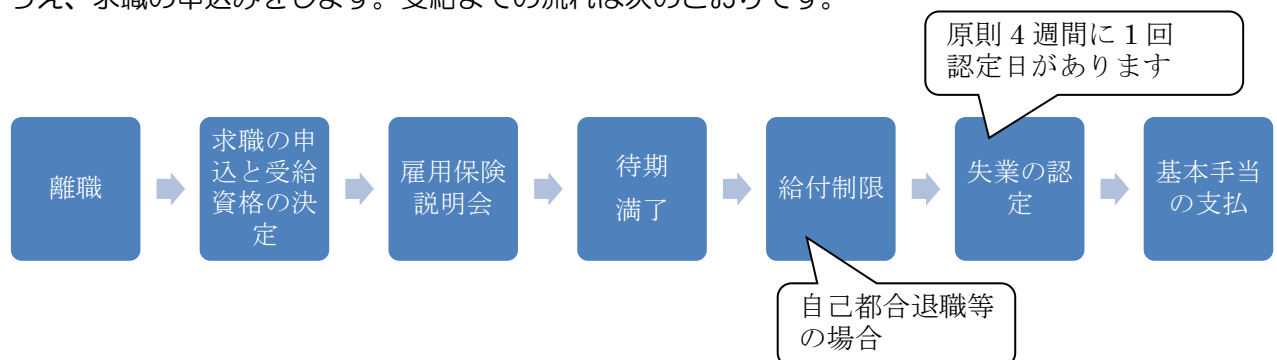
【受給期間延長の手続】

離職日の翌日から2か月以内にハローワークに申請します。必要書類については、ハローワークに確認してください。

就職しない日数（最大で1年間）を受給期間（1年）に加えることができます。

■受給方法

退職後、お住まいの住所地を管轄するハローワークに必要な書類（離職票など）を持参のうえ、求職の申込みをします。受給までの流れは次のとおりです。



<支給開始時期（待期期間・給付制限期間）>

離職理由	解雇、定年等により離職	自己都合等により離職
支給開始時期	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）が経過した後	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）＋3か月（給付制限）が経過した後

■申請時期

退職後、必要書類（離職票など）が揃い、働ける状態であるとき
 離職票は、勤務先が手続することにより発行されます。その他必要な書類についてはハローワークに御確認ください。

■よくある質問（Q&A）

Q1：65歳を過ぎていますが、基本手当を受け取れますか？

A1：65歳以上で退職した場合は、基本手当は受け取れず、一定の要件を満たした方に高年齢求職者給付金という一時金が支給されます。

【高年齢求職者給付金について】

＜受給要件＞

- ① 高年齢継続被保険者であること
同一の事業主に被保険者として65歳に達する以前から引き続いて雇用されている方
- ② 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること。

＜高年齢求職者給付金の額＞

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

Q2：正社員ではなくパートタイマーで就職したいのですが基本手当は受給できますか？

A2：就職後の雇用形態は、基本手当の受給要件ではありませんので、パートタイマーで就職したい場合でも受給できます。受給要件については、上記「対象者」の記載を御確認ください。

Q3：体調が悪くハローワークへ行くことができません。受給期間延長の手続きは自分でやらなければならないのですか？

A3：御本人が手続できない場合は、代理人の方が行うか、郵送でも手続できます。詳しくは、ハローワークへ御確認ください。

参考：ハローワークホームページ

「離職された皆様へ」（厚生労働省・東京労働局職業安定部・ハローワーク発行）